

○事業場内最低賃金等の計算方法について

- ①日給の場合：1日の所定労働時間で、賃金額を除算して時間あたりの賃金額を算定します。
- ②月給の場合：1ヶ月の所定労働時間で賃金額を除算して時間あたりの賃金額を算定します。
- ③歩合給を含む場合：歩合給については、申請直近の1年間（雇入れ後1年に満たない者については少なくとも3月間）の合計額を、その間の総実労働時間で除し、除した額に、固定給の時間当たりの額を加えて算定します。

※以下の手当は最低賃金に算入しません。

臨時に支払われる賃金、1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、時間外労働・休日労働・深夜労働（22時から5時までの労働）に対する割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当